

●建築物以外の公共交通機関、道路、公園、路外駐車場



●変更の場合

変更の届出、変更の協議の場合は、上記の特定都市施設の新築等の場合に準じる。

●提出図書

(建築物の新築等の場合)

- ・特定都市施設新築等届出（協議）書（規則様式第1号）P.225参照
- ・特定都市施設整備項目表 P.231参照
- ・付近見取図、配置図、各階平面図等（規則別表第5）P.223参照

(建築物の工事完了の場合)

- ・特定都市施設工事完了届出書（規則様式第3号）P.227参照

P.252〔人にやさしいまちづくり条例の質疑応答：問10～16〕参照

コラム

心のバリアフリーを進めるために

2 手足の不自由な人への配慮①

■エチケット

●ひと声かけて

いきなりからだに触れたり、車いすなどを押したりするのは失礼です。
困っているように感じた時は、まず、何をしてほしいのかを聞くことが大切です。

●足の悪い人への配慮

足の悪い人には、松葉杖や義足の人などいろいろな人がいます。歩行通路をあけたり、乗り物の中で席を譲るなど、さりげない配慮が望まれます。

●車いす使用者への配慮

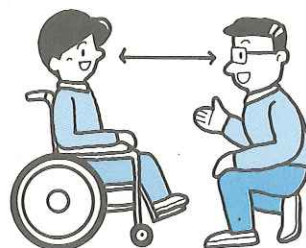
○視線

話をする時は、立ったままでは視線が上から見下ろすようになり威圧的になるため、出来るだけ同じ視線の高さを心がけ、心の通じ合った接し方をしましょう。

○自転車での追い越し

自転車は音を立てずに通行するため、車いす使用者は、すぐ横を後ろから追い越されたり、突然正面から現れたり、警報音などを不意に鳴らされたりすると大変な恐怖を感じます。

車いすとすれ違う場合は極力スピードを落とし、後ろから追い越す場合や狭い通路などでは自転車を降りるなどの配慮が必要です。



●脳性マヒの人への配慮

○無意識の動作への理解

言語障害に加えて顔の表情やくび、手、足などの不随意運動があることが多いため、自分の意思を相手に伝えられないことや自分では無意識のうちに他人の感情を損なう動作をしてしまうことがあることを理解してください。

○言葉が聞き取りにくい場合

相手の言葉が聞き取りにくい場合、すぐに筆談をしたり、介添人を求めるのではなく、ていねいに聞き取るようにします。話の内容が理解できないときは、相手にメモを取ることを承諾してもらってからメモを取るようにします。

相手の言葉がわからないまま、言葉の先取りをすることは、相手を傷つける場合があるので極力避けます。



●杖を使用する人への配慮

○階段や段差の前で

腕をかせば上りやすい人とかえって上りづらい人がいます。どのようなお手伝いが必要なのかよく聞いてからお手伝いをすることが大切です。

○雨の日

両手で杖を使う人は、思うように傘がさせないうえに、足元が滑りやすく危険です。ひと声かけてから、傘をさしかけたり、荷物を持ってあげるなどのお手伝いをしましょう。

次のコラム P.34